

初心者医療事務講習会受講者募集

10月22日から府医会館で開催

医療保険事務に関し、受付事務から明細書作成に至るまで幅広く習得していただくため、京都府医師会では例年通り初心者を対象として下記の要領で初心者医療事務講習会を開催いたしますので、多数ご参加ください。なお、点数説明は診療所が主として中心となりますので、ご了承ください。

[期 間] 10月22日(月)～11月30日(金) の計10回

午後2時30分～4時30分

[場 所] 京都府医師会館 1階101大会議室(京都市中京区御前通松原下ル)

[対 象 者] 会員の家族および会員医療機関で従事されている方

[受 講 料] 4,000円(テキスト代含む) 第1回目に徴収いたします。

[申込方法]

10月12日(金)までにハガキまたはFAX(075-314-5042)にてお申し込みください。なお、定員に達し次第申し込みを締め切らせていただきますので、あらかじめご了承ください。お申し込みにあたっては「初心者医療事務講習会参加」と明記の上、医療機関名、医療機関住所、電話番号と受講者氏名をご記載ください。折り返し受講票をお送りいたします。

8回以上受講された方には修了証を発行いたします。

当日は車でのご来館は固くお断りいたします。

本件に関するお問い合わせは保険医療課(075-315-5275)まで

	講 習 日	講 習 内 容
1	10月22日(月)	医療保障制度の種類と概要, 医師法・医療法
2	10月29日(月)	初診再診料, 医学管理等
3	11月2日(金)	請求事務, 請求書の記載要領, 公費負担医療
4	11月5日(月)	在宅医療, 処置
5	11月9日(金)	米国の医療制度(ジョンQ上映)
6	11月12日(月)	投薬, 注射, 手術
7	11月16日(金)	リハビリテーション, 画像診断
8	11月19日(月)	検査, 療養担当規則
9	11月26日(月)	労災保険法, 自賠責法, 各種健診等
10	11月30日(金)	施設基準, 窓口業務, 明細書の作成

なお、各回の講習内容が一部入れ替わることがございますのでご了承ください。

検査料の点数の取り扱いについて

標記について、平成19年8月31日付保医発第0831002号で厚生労働省保険局医療課長から下記のとおり取り扱う通知があり、平成19年9月1日から適用となりました。

なお、今回の改正により、区分「D006」出血・凝固検査の「22」フィブリンモノマー複合体定量精密測定について、従来のD I Cに加え、静脈血栓症または肺動脈血栓塞栓症の診断および治療経過の観察が保険適用されましたが、現時点において「D I Cの診断及び治療経過の観察」の適応しか有していない検査キットが存在するため、検査の実施に当たっては、使用する検査キットの薬事法上の適応をご確認ください。

新たに保険適用が認められた検査

平成19年8月31日 保医発第0831002号 (平成19年9月1日適用)

<p>1. フィブリンモノマー複合体定量精密測定 (EV-FIA 法) (LA 法)</p>	<p>D006 出血・凝固検査の22として算定する。</p>	<p>240点</p>
<p>平成18年3月6日保医発第0306001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D006 出血・凝固検査」の(10)を右のように改める。</p>	<p>D006 出血・凝固検査 (10) フィブリンモノマー複合体定量精密測定 ア 「22」のフィブリンモノマー複合体定量精密測定は、D I C、<u>静脈血栓症又は肺動脈血栓塞栓症の診断及び治療経過の観察のために実施した場合に算定する。</u> イ フィブリンモノマー複合体定量精密測定、「19」のトロンビン・アンチトロンビン複合体(T A T)精密測定及び「20」のプロトロンビンフラグメントF 1 + 2精密測定のうちいずれか複数を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。 下線部追加 静脈血栓症又は肺動脈血栓塞栓症の診断及び治療経過の観察については、使用する検査キットが薬事法上適応を有しているか確認すること。</p>	
<p>2. 血清中抗 BP180NC16a 抗体 (ELISA 法)</p>	<p>D014 自己抗体検査の18に準じて算定する。</p>	<p>270点</p>
<p>平成18年3月6日保医発第0306001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D014 自己抗体検査」の(15)～</p>	<p>D014 自己抗体検査 (15) 血清中抗 BP180NC16a 抗体 ア 血清中抗 BP180NC16a 抗体は、区分「D014」自己抗体検査の「18」の血清中抗デスマグレイン3抗体に準じて算定で</p>	

<p>(20)を(16)～(21)とし、(14)の次に(15)として右のように加える。</p>	<p>きる。 イ 血清中抗 BP180NC16a 抗体は、ELISA法により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。</p>	
<p>3. 淋菌核酸増幅同定精密検査 (SDA 法)</p>	<p>D 023 微生物核酸同定・定量検査の3として算定する。</p>	<p>210点</p>
<p>平成18年3月6日保医発第0306001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D023 微生物核酸同定・定量検査」の(4)を右のように改める。</p>	<p>D 023 微生物核酸同定・定量検査 (4) 淋菌核酸増幅同定精密検査 ア 「3」の淋菌核酸増幅同定精密検査と「2」の淋菌核酸同定精密検査、区分「D012」の「21」の淋菌同定精密検査又は区分「D018」細菌培養同定検査を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。 イ 淋菌核酸増幅同定精密検査は、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はSDA法による。淋菌核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み女子尿を含まない。なお、SDA法においては咽頭からの検体も算定できる。</p> <p>下線部追加</p>	

結核(感染症法第37条の2)の医療付加金の廃止

今般、京都府医師国保組合から、「結核(感染症法第37条の2)の医療付加金」制度が廃止される旨、通知がありましたので、お知らせします。

なお、「精神医療付加金」については、平成18年10月1日付ですでに廃止されています(平成19年1月15日号京都医報付録保険だより参照)。

給付廃止時期	保 険 者 名
平成19年10月1日～ (10月診療分～)	京都府医師国保組合(263061)

被保険者証の無効通知について

次のとおり保険者より無効通知が送付されましたので、ご注意ください。

〔農林水産省共済組合近畿支部〕

記 号 番 号	0808・17101066	0808・17400167
氏 名	古 谷 正 俊	八 木 啓 太
生 年 月 日	-	-
無 効 事 由	紛 失	紛 失
無 効 年 月 日	平 19. 8 .31	平 19. 9 . 6